（福島県経営金融課）

福島県県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等補助金

県外からプロ人材を副業・兼業形態で活用した場合の交通費等を補助します。

〇 福島県では、県内企業の新商品開発、販路開拓、生産性向上等、成長戦略の実現に必要なプロフェッショナル人材（プロ人材）採用のサポートをしています。

|  |
| --- |
| 【対象企業】  以下のすべてに該当する企業   * 福島県内に事業所または事務所を有する中堅・中小企業※１（みなし大企業※２を除きます。） * 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点に人材確保を申し込んでいる企業 * 県外居住者を副業・兼業形態で新たに活用した企業 * 暴力団に関する規定等、その他補助対象外とする県の規定に該当しない企業   【補助対象経費】  県外副業・兼業プロ人材※３の活用に係る交通費（往復交通費１万円以上）及び  宿泊費（税抜き）  （令和７年４月１日から令和８年２月末日までの間に支払った交通費等が対象です。）  【補助率】  補助対象経費※４の２分の１以内  【補助上限額】  県外副業・兼業プロ人材　１人あたり５０万円  【補助対象人数】  ４名程度　（１事業者につき２名まで）  【申請期限】  プロ人材の活用開始後、速やかに交付申請書を県に提出してください。  ◎ 補助要件を満たさない場合は補助金の支払いができません。  　　また、支給する補助金の総額が予算額に達した等により補助金の支払いができない場合もありますので、交付申請をする場合は、あらかじめご相談願います。  ※１～４についての本補助金における定義等は、裏面をご確認ください。 |

◇ お問い合わせ先

福島県経営金融課　電話　０２４－５２１－７２８８

mail：[keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

* 中堅・中小企業（※１）
* 中小企業

下記区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社及び個人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種 | | 資本金の額又は  出資の総額 | 常時利用する  従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | | ３億円以下 | ３００人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下 | ９００人以下 |
| 卸売業 | | １億円以下 | １００人以下 |
| サービス業（以下の３業種を除く） | | ５，０００万円以下 | １００人以下 |
|  | ソフトウエア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 旅館業 | ５，０００万円以下 | ２００人以下 |
| 小売業 | | ５，０００万円以下 | ５０人以下 |

* 中堅企業

常時使用する従業員の数（※）が２，０００人以下の会社及び個人（中小企業を除く。）

※　事業主、法人の役員、臨時の従業員は含めません。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても解雇予告を必要とする人員は含めます。

* みなし大企業（※２）

「発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めていること」のいずれかに該当する事業者

* 県外副業・兼業プロ人材（※３）

補助対象となる県外副業・兼業プロ人材には、以下の制限がありますのでご確認願います。

1. プロ人材が県外に居住していること。
2. 当該人材が受入企業において、補助金の交付申請を行う日の前日から過去３年間に雇用関係、出向、派遣、又は請負により就労したことがある者でないこと。
3. 受入企業との間に資本関係を有する事業者で雇用されている者でないこと。
4. 県内に主たる事業所等を有する事業所等で雇用されている者でないこと。
5. 県内の事業所等において雇用されている者でないこと。
6. 新規学卒者でないこと。
7. 受入企業の業務を担う実務経験が通算して３年以上ある者であること。

◆ 補助対象経費について（※４）

|  |
| --- |
| 企業が、令和７年４月１日から令和８年２月末までの期間に支払った、県外から県内への移動に伴う副業・兼業プロ人材の交通費及び宿泊費（税抜）。  ただし、当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は１回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が１万円未満の場合は補助対象外とする。  なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（県内の事業所等の所在地等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の借入費・燃料代等に要する経費は対象外とする。 |